総社市告示第105号

総社市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱(平成22年総社市告示第13号)の一部を次のように改正する。

平成28年8月19日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後

正 前

改

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の 難聴児に対して、補聴器<u>又は補聴援助システム(以下「補聴器等」という。)</u> の購入(製作を含む。以下同じ。)に要する費用の一部を助成することに より、難聴児の健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資することを目 的とする。

(交付対象児)

- 第3条 助成金の交付対象児(以下「対象児」という。)は、市内に住所を有する者で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない、申請受付時に18歳未満の難聴児とする。ただし、補聴援助システムについては、就学以降又は6箇月以内に就学予定の対象児で、教育、生活上等の諸条件に基づき必要と認められる場合に交付できるものとする。
- 2及び3 略

(助成金の算定基礎)

第4条 この助成金の算定基礎となる額は、前条に規定する対象児が新たに <u>補聴器等</u>を購入する経費又は耐用年数経過後に<u>補聴器等</u>を更新する経費 (以下「購入費等」という。)とする。ただし、別表の「1台当たりの基 準価格」欄に掲げる額(以下「基準価格」という。)を上限とする。 (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の 難聴児に対して、補聴器の購入(製作を含む。以下同じ。)に要する費用 の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援し、もって福祉 の増進に資することを目的とする。

(交付対象児)

第3条 助成金の交付対象児(以下「対象児」という。)は、市内に住所を 有する者で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の 交付の対象とならない、申請受付時に18歳未満の難聴児とする。

2及び3 略

(助成金の算定基礎)

第4条 この助成金の算定基礎となる額は、前条に規定する対象児が新たに <u>補聴器</u>を購入する経費又は耐用年数経過後に<u>補聴器</u>を更新する経費(以下 「購入費等」という。)とする。ただし、別表の「1台当たりの基準価格」 欄に掲げる額(以下「基準価格」という。)を上限とする。 改 正 後

2 略

(交付申請)

- 第5条 助成金の交付を希望する対象児の保護者(以下「申請者」という。) は,難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書(以下「申請書」という。) に次に掲げる書類を添えて,市長に申請するものとする。
- (1)及び(2) 略
- (3) 意見書の処方に基づき、<u>公益</u>財団法人テクノエイド協会認定の補聴器 専門店が作成した見積書
- (4) 略

(交付決定)

- 第7条 市長は,第5条に規定する交付申請書類の内容について,岡山県身体障害者更生相談所に難聴児補聴器購入費等助成金交付判定依頼書により<u>補聴器等</u>の構造及び機能等に関する技術的な意見を求めたうえで,難聴児補聴器購入費等助成金交付判定書の内容を踏まえ,審査し,助成金交付の可否を決定するものとする。
- 2 略

(補聴器等の購入)

- 第8条 申請者は、交付決定後速やかに、難聴児補聴器購入費等助成金交付 決定通知書に記載された決定業者から、<u>補聴器等</u>を購入するものとする。 (助成金の請求及び支払い)
- 第9条 前条により<u>補聴器等</u>を購入した申請者は,難聴児<u>補聴器</u>購入費等助成金請求書に領収書を添えて,市長に助成金を請求するものとする。
- 2 略

(その他)

- 第10条 別表の「耐用年数」欄に掲げる年数の取扱いについては、通常の装用状態において<u>補聴器等</u>が修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、<u>補聴器等</u>を装用するものの年齢、生活の状況、又は障がいの状況によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、更新の際には実情に沿うよう十分に配慮する。なお、災害等、対象児の責任に拠らない事情により毀損等した場合は、新たに必要と認める<u>補聴器等</u>の購入費等の一部を助成できるものとする。
- 2及び3 略

改正前

2 略

(交付申請)

- 第5条 助成金の交付を希望する対象児の保護者(以下「申請者」という。) は,難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書(以下「申請書」という。) に次に掲げる書類を添えて,市長に申請するものとする。
- (1)及び(2) 略
- (3) 意見書の処方に基づき, 財団法人テクノエイド協会認定の補聴器専門店が作成した見積書
- (4) 略

(交付決定)

- 第7条 市長は、第5条に規定する交付申請書類の内容について、岡山県身体障害者更生相談所に難聴児補聴器購入費等助成金交付判定依頼書により<u>補聴器</u>の構造及び機能等に関する技術的な意見を求めたうえで、難聴児補聴器購入費等助成金交付判定書の内容を踏まえ、審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。
- 2 略

(補聴器購入)

- 第8条 申請者は、交付決定後速やかに、難聴児補聴器購入費等助成金交付 決定通知書に記載された決定業者から、<u>補聴器</u>を購入するものとする。 (助成金の請求及び支払い)
- 第9条 前条により<u>補聴器</u>を購入した申請者は,難聴児購入費等助成金請求 書に領収書を添えて、市長に助成金を請求するものとする。
- 2 略

(その他)

- 第10条 別表の「耐用年数」欄に掲げる年数の取扱いについては、通常の装用状態において<u>補聴器</u>が修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、<u>補聴器</u>を装用するものの年齢、生活の状況、又は障がいの状況によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、更新の際には実情に沿うよう十分に配慮する。なお、災害等、対象児の責任に拠らない事情により毀損等した場合は、新たに必要と認める<u>補聴器</u>の購入費等の一部を助成できるものとする。
- 2及び3 略

| | | 改 | 正 | 後 | | | | | | | Ī | 改 | 正 | 前 | |
|-----------|-------|-----|-----------------------|---------------------|----------|--|----|-----|--------|---|---|---|-----------------------|-----------------|------|
| 別表(第4条関係) | | | | | | | 別表 | (第4 | 4 条関係) |) | | | | | |
| 種目 | 1 名 | 称 | 1台当たり の基準価格 (円) | 基準価格に含まれる もの | 耐用 年数 | | 種 | 目 | 名 | Ä | 称 | | 1台当たり の基準価格 (円) | 基準価格に含まれる もの | 耐用年数 |
| 補聴器 | 補聴器 略 | | | | | | 補耶 | 吉器 | 略 | | | | | | |
| 補聴払助シス | | | 98, 000 | ①送信機本体(充電 池を含む。) | 5年 | | | | | | | | | | |
| テム | 受信機 | | 80, 000 | ①受信機本体 | | | | | | | | | | | |
| | オーディオ | シュー | 5, 000 | ①オーディオシュー 本体 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 一个件 | | | | | | | | | | | |

附則

この告示は、公布の日から施行する。